

○湖北環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

〔昭和46年10月1日  
条例第18号〕

改正 昭和60年12月12日 条例第5号 昭和61年11月18日 条例第1号

第1条 湖北環境衛生組合職員の特殊勤務手当の支給については、別表により支給するものとする。ただし、管理職手当の支給を受ける職員に対しては、月額で定める特殊勤務手当は支給しない。

第2条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に必要な事項は管理者が、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月12日条例第5号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月18日条例第1号）

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

別表

手 当 の 種 類		手当の額
し尿処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	現場の指揮、監督に従事する職員	月額3,000円